

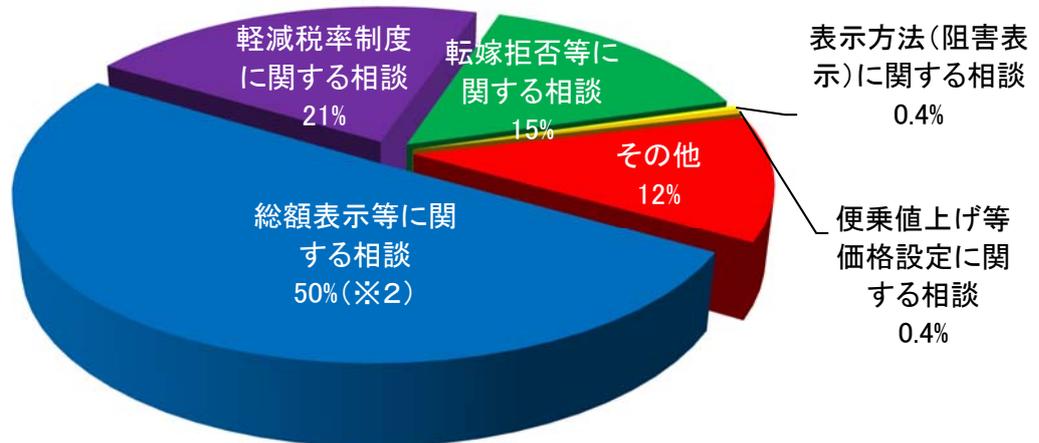
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和 2 年 3 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和 2 年 3 月（3/1～3/31））は以下のとおり。

1 相談件数

3 月の相談件数：電話 215 件、メール 33 件

【相談内容（全 248 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. メーカーから商品を仕入れて販売しています。商品のパッケージには、メーカー希望小売価格が「〇〇円(税抜)」と税抜価格で印字されていますが、当該商品については、棚札で総額表示する予定です。総額表示義務の特例の期限である令和3年3月31日までに当該商品自体を売り切れるか不安ですが、棚札が総額表示になっていれば、同年4月1日以降に税抜価格がパッケージに印字された商品を販売しても問題ないでしょうか。

また、メーカー希望小売価格を自らの販売価格とする場合、どのようなことに注意すればよろしいでしょうか。

A. 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む支払総額(税込価格)」を一目で分かるようにするためのものです。

このため、個々の商品に「税込価格」が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、令和3年4月1日以降も、総額表示義務との関

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は3件

※2 うち総額表示に関する相談が14%、消費税一般に関する相談が86%

係では、問題ありません。

なお、御質問にある「メーカー希望小売価格」は、小売業者の販売価格を束縛するものではありませんので、そもそも「総額表示義務」の対象にはなりません。しかし、小売店において、個々の商品に印字された「メーカー希望小売価格」を自店の販売価格として消費者に示す場合には、小売業者に総額表示義務が生じ、棚札などに税込価格を表示する必要が生じますので御注意ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は、業務提携している取引先の法人事業者から、顧客(消費者)紹介業務を請け負っていますが、取引先から支払われる紹介手数料について、令和元年10月の消費税率引上げ後も、消費税率引上げ分を据え置かれています。取引先は、据え置き理由について、顧客(消費者)が支払う金額が変わっていないからとしています。このような取引先の行為は問題となりませんか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合等ですので、御相談のようなケースは合理的な理由とはなりません。

「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

Q. 法人事業者です。令和元年7月に、取引先と1年分の雑誌購読契約を締結し、購読料を前払いで支払いました。しかし、消費税率が引き上げられたことから、同年10月以降の購読料について、当方から消費税率引上げ分を追加で支払う旨を取引先に伝えたところ、引上げ前の金額のままで構わないとの申出がありました。取引先の申出を受け入れることは問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

消費税率引上げ後も現在の契約金額を据え置くことについて、特定供給事業者(売手)からの申出があったことのみをもって、合理的な理由があることにはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合等です。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 小売業者です。当社は、エタノール製剤を仕入れ、手指消毒用として消費税率10%で販売しています

が、ある販売先から「エタノール製剤は食品添加物としても使用できるので消費税率8%ではないか」との指摘を受けました。改めて、適用税率の判定について考え方を教えてください。

A. 軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者(売手)が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で行うこととなります。

したがって、御質問のような、人の飲用又は食用に供されるものとして販売することも、人の飲用又は食用以外に供されるものとして販売することも可能なものについて、事業者(売手)が人の飲用又は食用以外に供されるものとして販売する場合は、軽減税率の適用対象とはならず、標準税率が適用されます。

なお、この場合において、顧客が飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は軽減税率の適用対象となりません。

適用税率について、個別具体的な判断を必要とされる場合は、所轄の税務署にお問い合わせください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160